

○新見市市制施行20周年記念冠称等使用取扱要綱

令和7年2月25日

告示第23号

(目的)

第1条 この告示は、本市が令和7年3月31日に市制施行20周年を迎えることを記念し、祝賀の気運を高めることを目的に実施する事業等に新見市市制施行20周年記念の冠称及び新見市市制施行20周年記念ロゴマーク並びにキャッチコピー（以下「冠称等」という。）を使用する際の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(冠称等の種類)

第2条 新見市市制施行20周年記念の冠称は、次に掲げるものとする。ただし、新見市の文字は省略することができる。

- (1) 新見市市制施行20周年
- (2) 新見市市制施行20周年記念
- (3) 新見市市制施行20周年記念事業

2 新見市市制施行20周年記念ロゴマーク及びキャッチコピー（以下「記念ロゴ等」という。）は、別表に定めるとおりとする。

(記念ロゴ等の権利)

第3条 記念ロゴ等に関する著作権その他一切の権利は、市に帰属する。

(対象事業)

第4条 冠称等の使用の対象となる事業は、令和7年3月1日から令和8年3月31日までの期間に、原則として市内で行われる事業で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 事業の実施を通じて多くの市民や企業等が参加又は協力し、参画することができる事業
- (2) 市の歴史や文化、魅力を市内外に広く発信することができる事業
- (3) 市制施行20周年の祝賀の気運を高めることができる事業
- (4) その他市長が適当と認める事業

(使用申請)

第5条 冠称等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ新見市市制施行20周年記念冠称等使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、これを市長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 市の機関が使用するとき。
- (2) 市が構成員となっている団体が使用するとき。
- (3) 学校その他教育機関が教育等の目的で使用するとき。
- (4) 報道機関が報道の目的で使用するとき。
- (5) その他市長が認めるとき。

(使用の承認)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により、その内

容を審査し、使用の可否を決定するものとする。

- (1) 市又は冠称等の信用及び品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがないこと。
- (2) 自己の商標又は意匠とする等、独占的に使用し、又は使用するおそれがないこと。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがないこと。
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体等を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員が関与し、又は関与しているおそれがないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、その使用が不適當でないこと。

2 市長は、前項の規定による決定を行ったときは、新見市市制施行20周年記念冠称等使用（変更）承認通知書（様式第2号。以下「承認通知書」という。）又は新見市市制施行20周年記念冠称等使用（変更）不承認通知書（様式第3号。以下「不承認通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による事業の承認に際し、必要に応じて条件を付することができるものとする。

（遵守事項）

第7条 前条第2項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）及び第5条ただし書の規定により冠称等の使用の申請を省略してこれを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 冠称等を承認された使用目的のみに使用し、承認に付された条件に従うこと。
- (2) 第三者に冠称等の使用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 冠称等として定められた図柄及び語句を変更しないこと。
- (4) 冠称等を使用する場合は、市が当該使用に係る事業を保証するかのような誤解を第三者に与えないよう配慮を行うこと。
- (5) 冠称等を使用した物品の製造又は役務を第三者に委託して行わせる場合は、その委託を受けた者がこの告示の規定に違反しないよう管理、監督その他必要な措置を講ずること。
- (6) 使用者の責めに帰すべき理由により冠称等の使用に係る事故、苦情等が生じたときは、使用者において速やかに対処すること。

（使用料）

第8条 冠称等の使用料は、無料とする。

（承認事項の変更）

第9条 使用者が、冠称等の使用に関し、承認された内容を変更する場合は、新見市市制施行20周年記念冠称等使用変更承認申請書（様式第4号）に必要な書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、承認通知書により、変更を許可しないときは、不承認通知書により申請者に通知

するものとする。

(承認の取消し)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用の承認を取り消すことができる。

(1) この告示の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。

(3) 承認に当たって付した条件に違反したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、冠称等を使用することが適当でない認められる事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、新見市市制施行20周年記念冠称等使用承認取消通知書(様式第5号)により使用者に通知するものとする。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、承認取消の通知があった日以降、当該承認に係る冠称等を使用してはならない。

4 市長は、第1項の規定により承認を取り消された者に対して当該承認に係る冠称等を使用した物件の回収又は破棄を求めることができる。

(実績報告)

第11条 使用者は、冠称等の使用を終了したときは、事業終了後30日以内に、新見市市制施行20周年記念冠称等使用実績報告書(様式第6号)に必要な書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(賠償責任)

第12条 市長は、この告示の規定による使用の承認を受けることなく冠称等を使用し、又はこの告示の規定に違反して冠称等を使用した結果、市に損害を及ぼしたと認められるときは、当該損害について賠償を請求することができる。

2 市長は、冠称等の使用並びに承認の取消しに起因する損害賠償等について、一切の責任を負わない。

(庶務)

第13条 冠称等の使用の承認に係る庶務は、総務部秘書広報課において処理する。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、冠称等の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年3月1日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第12条の適用については、この告示の失効後もなおその効力を有する。

別表（第2条関係）

<p>ロゴマーク</p>	
<p>キャッチコピー</p>	<p>つながる20年 新見の絆</p>